

令和6年度版

わたしたちの生活と税

中学生用



目次

- 生活と税金のつながり 1~2
- 税金の種類 3~4
- 国や県の財政 5~8
- 財政の役割 8
- これからの課題、諸外国の税 ... 9~10

富山県租税教育推進協議会

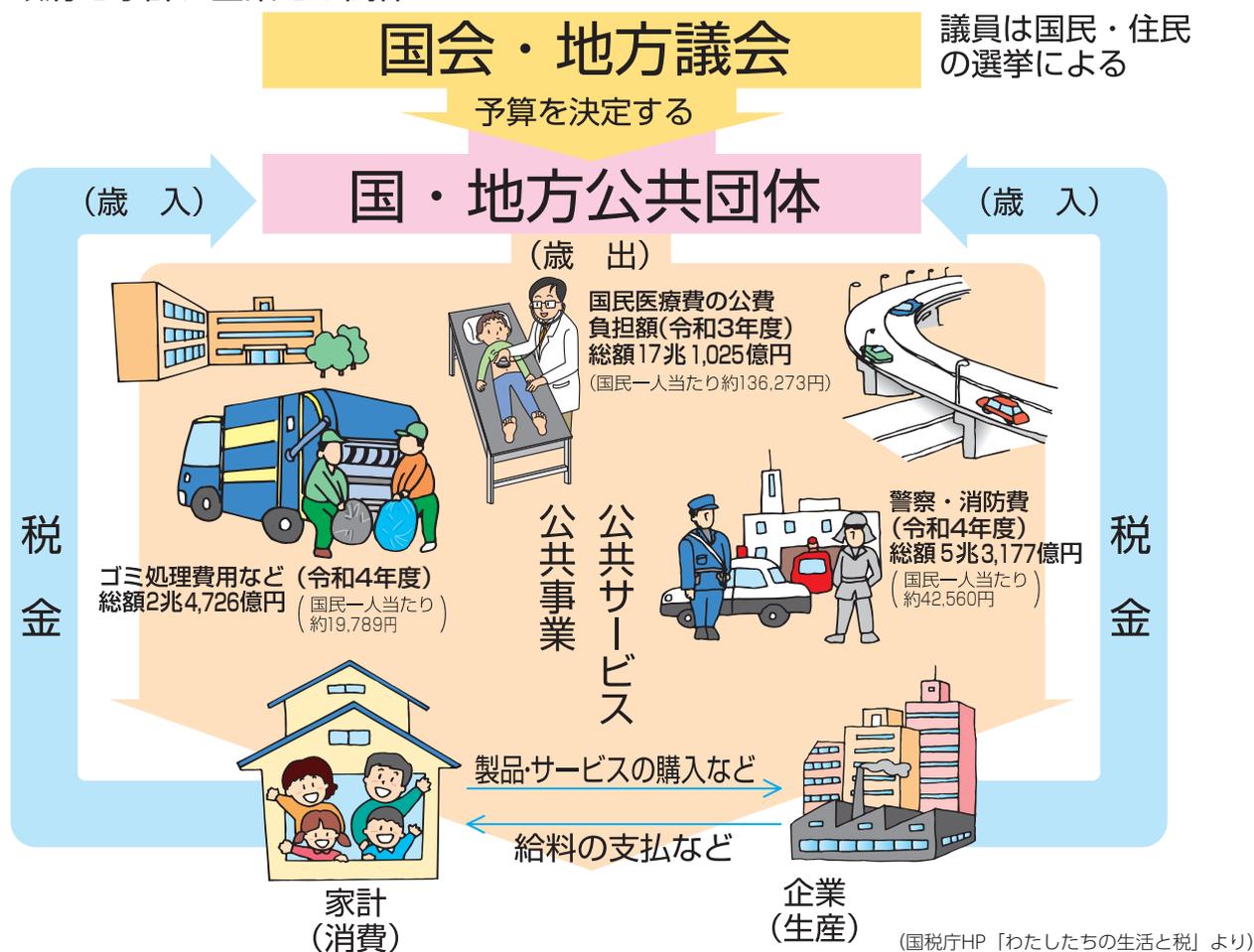
(アドレス) <https://www.pref.toyama.jp/sections/1107/sosuikyo/>

くらしの中にもいきる税金

家庭生活は、家族の労働収入によって維持されています。しかし、私たちの生活は、それだけによってまかなわれているわけではありません。

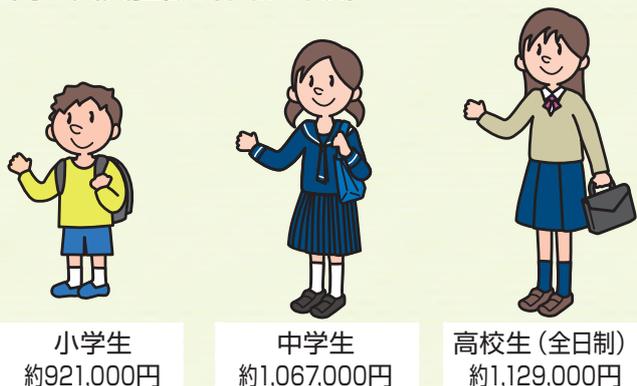
私たちが、毎日安心して生活するためには、警察や消防、医療機関、学校、さらに身近なものとしては、道路や橋、上下水道の施設、ゴミ処理なども必要です（公共サービス・公共施設）。これらの仕事は、**国や県や市町村**が受け持っています。そして、**国や県や市町村**の仕事に必要な費用は、個人や企業が税金として負担しているのです。

●政府と家計、企業との関係



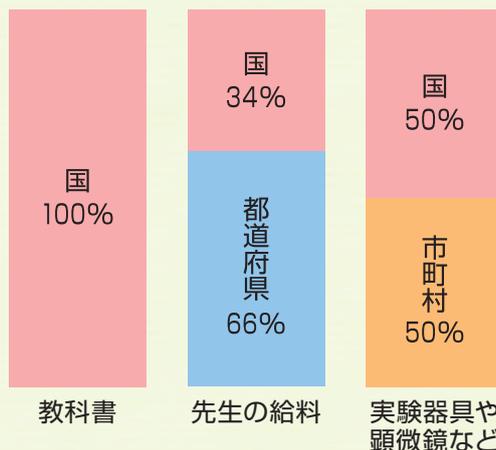
教育に使われる税金

●公立学校の児童・生徒1人当たりの年間公費負担額(令和3年度)



(国税庁HP「わたしたちの生活と税」より)

●教育の負担割合(公立の小・中学校の場合)



(国税庁HP「わたしたちの生活と税」より)

なぜ、税金を納めなければならないのだろう

共同社会の会費……税金

税は国や地方公共団体が公共サービスを行うのに必要な費用をまかなうために国民に負担を求めたものです。ですから、税金は、民主主義国家の国民にとって、共同社会を維持するための、いわば会費であるといえるでしょう。

それでは、共同社会の会費「税」は、だれがどのように決めるのでしょうか。民主主義国家である日本では、税に関する法律は国会によって定められます。

県や市町村の税金である地方税についても同様です。地方税法という法律や、県や市町村の議会が定める条例でその仕組みが決められています。



富山市議会

納税の義務

税は、国を維持し発展させていくためには欠かせないものですから、憲法でも税金を納めること（納税）を国民の義務と定めています。

この納税の義務は、勤労の義務、教育の義務とならんで国民の三大義務の一つとされています。

— 日本国憲法第30条 —

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

税にまつわるエピソード

福澤諭吉と税

1872年に福澤諭吉が発表した『学問のすすめ』の中に、税金とは国と国民との約束であると述べられています。

「学問のすすめ」より

「政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。これ即ち政府の商売なり。

この商売をなすには莫大な^{ついで}費用なれども、政府に米もなく金もなきゆえ、百姓町人より年貢^{ねんくう}連上^{れんじょう}を出して政府の勝手方^{まかな}を賄^{まか}わんと、双方一致の上、相談を取極めたり。

これ即ち政府と人民の約束なり。」

訳：「政府は法令を設けて悪人を取り締まり、善人を保護する（人々の生活や安全を守る）。しかし、それを行うには多くの費用が必要になるが、政府自体にはそのお金がないので、税金としてみんなに負担してもらおう。これは政府と国民双方が一致した約束である。」



※資料提供：福澤諭吉旧居・福澤記念館

税にはどんな種類があるのだろう

私たちは、買い物をしたりレストランで食事をしたりしたときは「消費税・地方消費税」を支払っています。また、社会に出て働くようになると所得に応じて「所得税」を支払うようになります。

このように私たちが暮らす社会にはいろいろな種類の税がありますが、大きく次の分類方法があります。

国税と地方税

■どこに納めるかによる分類

税金はどこに納めるかによって「国税」と「地方税」に分けられます。「国税」は、国に納める税金をいい、「地方税」は、地方公共団体に納める税金をいいます。地方税はさらに「都道府県税」と「市町村税」に分かれます。

直接税と間接税

■納め方による分類

「直接税」は税金を負担する人が直接その税金を納めるような税金をいいます。また、「間接税」は、実質的に税金を負担する人と、その税金を納める人が異なる税金をいいます。

所得課税と消費課税と資産課税

■何に課税するかによる分類

税は、何に対して課税するかによって「所得課税」「消費課税」「資産課税」に分けられます。「所得課税」は、個人や会社の利益（所得）を対象として課税される税金をいいます。「消費課税」は、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税金をいいます。「資産課税」は、財産（資産）を対象として課税される税金等をいいます。

普通税と目的税

■使い道による分類

「普通税」と「目的税」は税金の使い道が決まっているかどうかで区分するものです。「普通税」は、一般的な費用にあてられる税金でほとんどの税金がこれに当たります。これに対して「目的税」は、特定の費用にあてられる税金のことです。

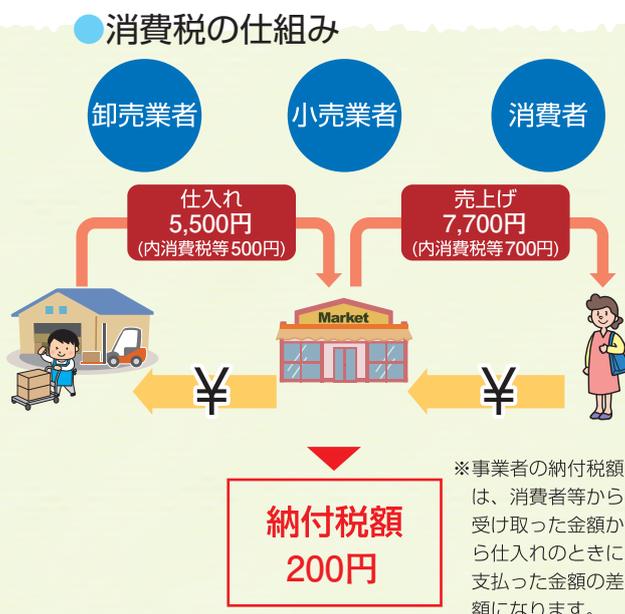
消費税の仕組み

「消費税」は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税で、最終的には、商品を消費したり、サービスの提供を受けたりする消費者が負担し、事業者が納税します。事業者は、消費者等から受け取った消費税等と商品などの仕入れのときに支払った消費税等との差額を納税することになります。

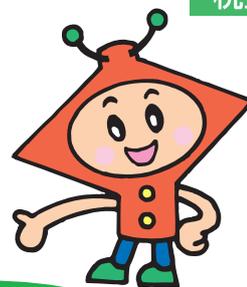
※消費税等とは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)のことをいいます。

※消費税の税率は7.8%、地方消費税の税率は2.2%、これらを合わせて10%の税率になります。

なお、私たちの生活に欠かせない食料品などの税率は8%とされています。



ぼくは「ピッピー」、税務署の地図記号に似た顔をしていて、富山県租税教育推進協議会のイメージキャラクターなんだよ。



税の種類と分類

国 税

地方税

直接税

法人税



相続税
贈与税



所得税

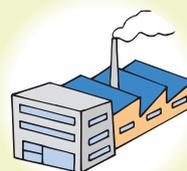


県民税(県税)
市町村民税
(市町村税)

自動車税(県税)



事業税(県税)



固定資産税
(市町村税)



間接税

酒 税



印紙税



消費 税



揮発油税
(ガソリン)



軽油引取税(県税)
(軽油)

地方消費税(県税)

県たばこ税
市町村たばこ税



入湯税(市町村税)



※この表は、主な税金について分類しています。

なぜ消費税率は引き上げられたの？

9ページにも示すように、日本ではお年寄りの人口が増え続けていて、今後年金や医療費、福祉のための費用がますます必要になります。しかも、若い人の割合はどんどん少なくなっているの、これまでの税金の制度では働く人の税金を高くしないと将来たくさんの費用をまかなえなくなると言われていました。

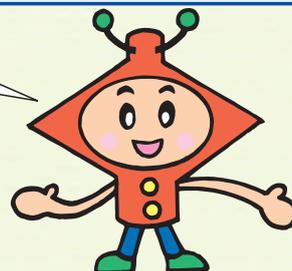
そこで、働く人の税金ばかりに頼らずに、国民すべてが少しずつ負担しあうために消費税率が引き上げられたのです。

消費税率の
引上げ分

社会保障の充実・安定化

子ども・子育て支援・医療・介護
年金などの費用へ

消費税率引き上げによる増収分は、
社会保障のために使われ、国民に
還元されるんだね。



国の財政と仕事をみてみよう

国や県や市町村が、いろいろな仕事をするために必要な費用を配分する計画をたて、国会や議会を通して決めたものを「予算」といいます。予算には費用の使い道を決める「歳出」と、その資金をどこから得るかを定める「歳入」があります。

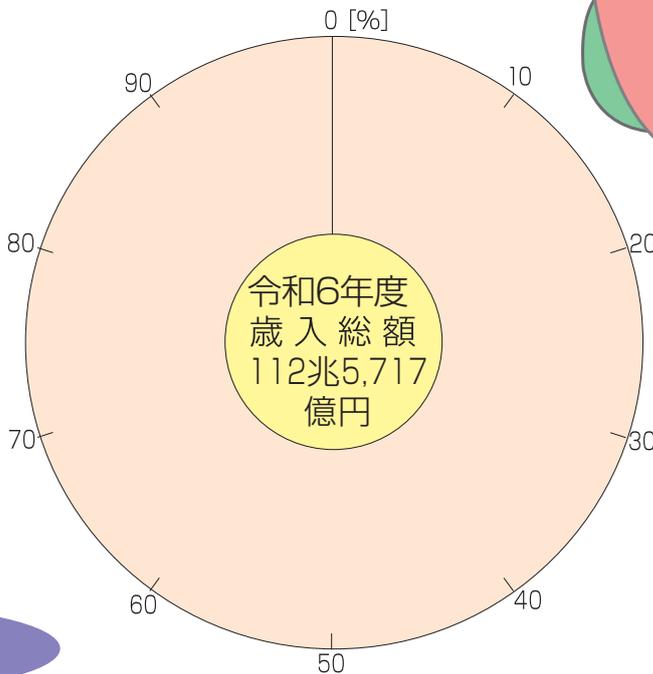
そして、この予算に基づいて必要な資金を調達し、これを管理して費用を支出することを「財政」と呼んでいます。

歳入

令和6年度一般会計予算の歳入のうち、一番多くを占めるのが「租税・印紙収入」、つまり、「所得税」や「消費税」などの税金で61.8%で、その次に多くを占めるのが「公債金収入」で31.5%となっています。

歳入のグラフを書いてみよう。

● 令和6年度
国の一般会計予算歳入内訳



国債費

27兆90億円
(24.0%)

国債を返したり利子を支払ったりするために

地方交付税交付金等

17兆7,863億円
(15.8%)

県や市町村の財政を調整するために

その他

10兆5,855億円
(9.4%)

公債金収入

国が必要な経費の不足分を補うために公債（国債）を発行して得る収入をいいます。つまり、国が国民から借金をしているのです。

令和6年度末の公債（国債）の残高は約1,105兆円になると見込まれます。この額は1万円札にして積み上げると、富士山の約2.927倍となり、横にすると、東京からニューヨークに届く距離となります。（100万円の厚さ約1cm）

所得 税 (17兆9,050億円)
法人 税 (17兆460億円)
印紙 収入 (1兆420億円)
公債金収入 (35兆4,490億円)

歳出

国会で決められた令和6年度の一般会計予算の歳出総額は、112兆5,717億円です。その内容を見ると社会保障関係費が最も大きな割合を占めます。

日本の社会保障制度は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に基づき整備され、医療保険や公的年金などの社会保険が大きな柱となっています。

歳出のグラフを書いてみよう。



社会保障関係費

37兆7,193億円
(33.5%)

私たちの健康や生活を守るために

公共事業関係費

6兆828億円
(5.4%)

道路や住宅などの整備のために

文教及び科学振興費

5兆4,716億円
(4.9%)

教育や科学技術をさかんにするために

防衛関係費

7兆9,172億円
(7.0%)

国の防衛のために

歳出

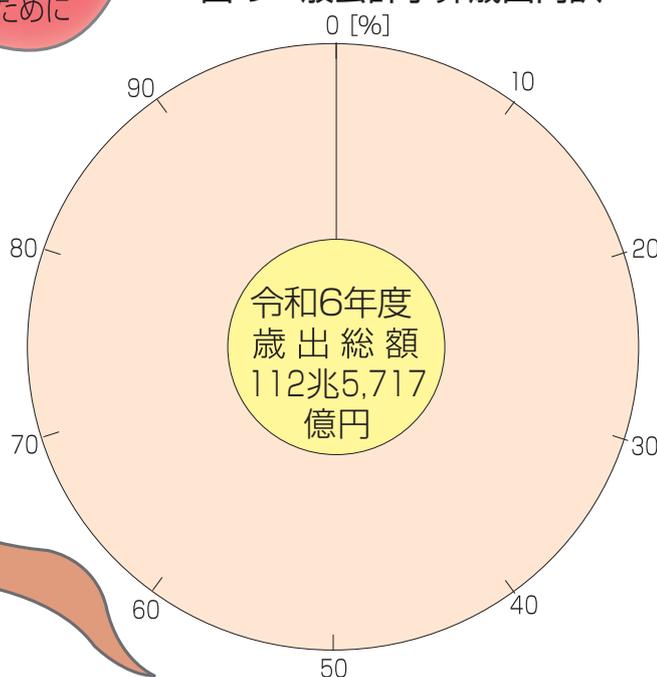
112兆5,717億円

歳入

112兆5,717億円

- 消費税(23兆8,230億円)
- 相続税(3兆2,920億円)
- その他の税収(6兆5,000億円)
- その他の収入(7兆5,147億円)

令和6年度 国の一般会計予算歳出内訳



(財務省「日本の財政関係資料 令和6年度一般会計予算」より)

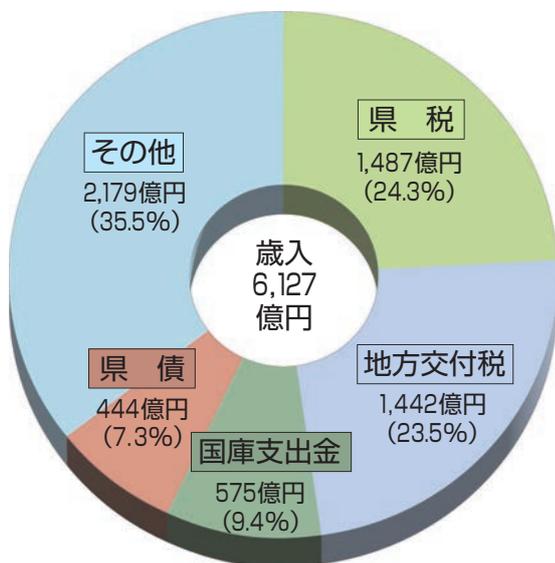
富山県の財政と仕事をみてみよう

富山県が仕事を行うための予算は、毎年4月から翌年の3月までの期間を一つの年度として作られます。選挙で選ばれた議員が県議会で予算を審議・議決することによって、いろいろな仕事が行われることとなります。

令和6年度の一般会計予算は6,127億円で、前年度の当初予算に比べると3.2%減となっています。

一般会計予算歳入（令和6年度）

●令和6年度 富山県の一般会計予算歳入内訳



(富山県HP「令和6年度富山県予算」より)

県税収入は、歳入予算全体の24.3%を占め、富山県の重要な財源になっています。

県 税

事業税や自動車税など、県に納める税金のことをいいます。

地方交付税

国が地方に代わって徴収する税金の一部を、国から財源不足の県に交付するもので、地域の公共サービスに格差を生じないように調整する役割があります。

国庫支出金

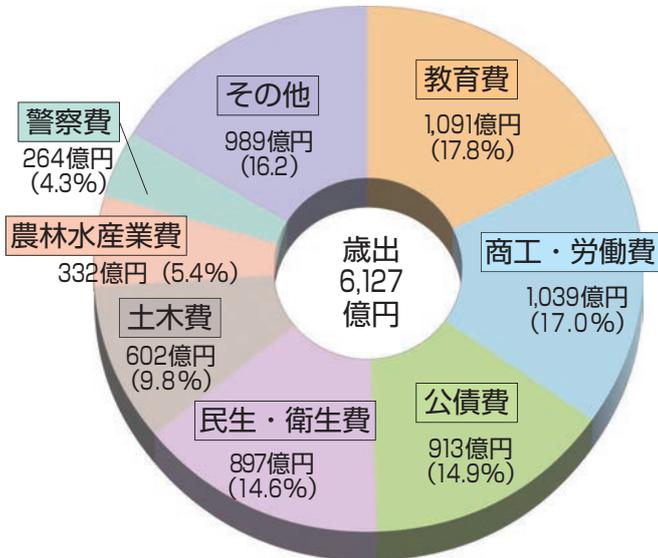
県が行う公共事業、社会保障、教育などについて、国が使い道を指定して交付する補助金や負担金です。

県 債

県が資金調達のために負担する債務のことをいいます。つまり「県の借金」のことです。

一般会計予算歳出（令和6年度）

●令和6年度 富山県の一般会計予算歳出内訳



(富山県HP「令和6年度富山県予算」より)

教 育 費

私たちにとって身近な教育や文化の振興のための費用です。県では、県立高等学校の改修や私立学校の補助などを行っています。

小・中学校の経費は、主に市町村が支出しますが、公立の小・中学校の先生の給与は県が3分の2（残りは国が負担）を負担しています。

商工・労働費

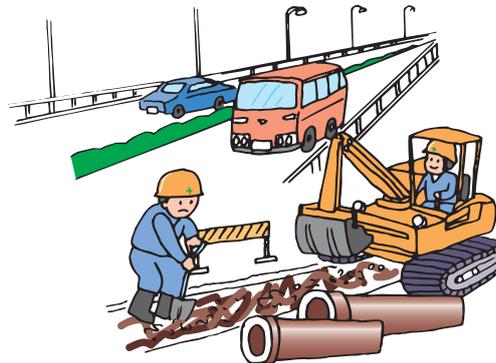
産業の活性化、雇用の安定のための費用です。

税金のはたらきを考えてみよう

税金は、それを納めたり、また、いろいろな公共的なものに使われたりすることにより、国民の経済に対してさまざまな働きかけをすることになります。

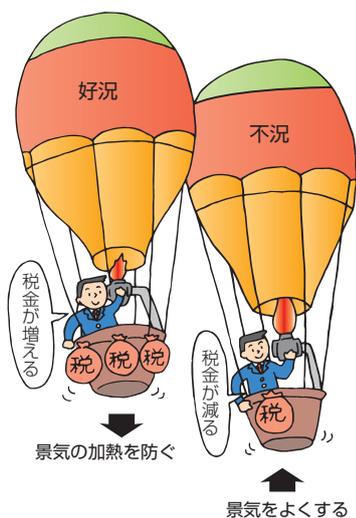
公共サービス・公共施設の提供

私たちの生活の中には、道路や上下水道、あるいは警察・教育など、民間の力だけではなかなかできないようなサービスがありますが、財政は、これらのサービスに資源を適切に配分する働きをもっています。税金はこの資源を確保するという役割をもっています。



景気の調整

景気のよい時には、所得が伸びるので税の負担が増え、景気の加熱を防ぎます。逆に景気の悪い時には、所得が減るので税金の負担が減り、景気の落ち込みを緩める働きをします。



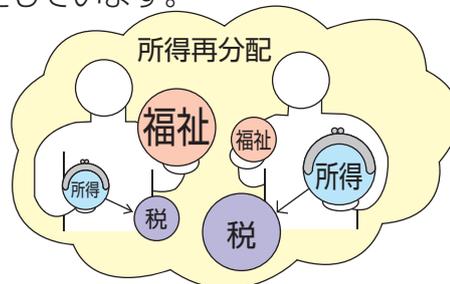
また、歳出面では、政府の支出を増やすなどして景気をよくすることもできます。

所得の調整

所得税などでは、所得の多い人には高い負担を、所得の少ない人には小さい負担をしてもらう累進課税制度が採られています。

また、歳出面では、社会保障の支出を通して所得の少ない人の生活を保障しています。

このように、税金には、人々の所得を再分配する働きがあり、国民の間の所得の開きを縮める役割を果たしています。



公債費

県債の元本を返済し、利子を支払うための費用です。

民生・衛生費

少子高齢社会への対応や子どもを生き育てやすい環境づくりなどのための費用です。

土木費

私たちが快適に過ごせるように道路や河川の整備、公園や下水道の整備などを行うための費用です。

農林水産業費

新鮮で安全な食料の提供や水資源のかん養、国土の保全などのための費用です。

警察費

交通事故の防止や生命・財産などを守るための費用です。

これからの社会と税について考えてみよう

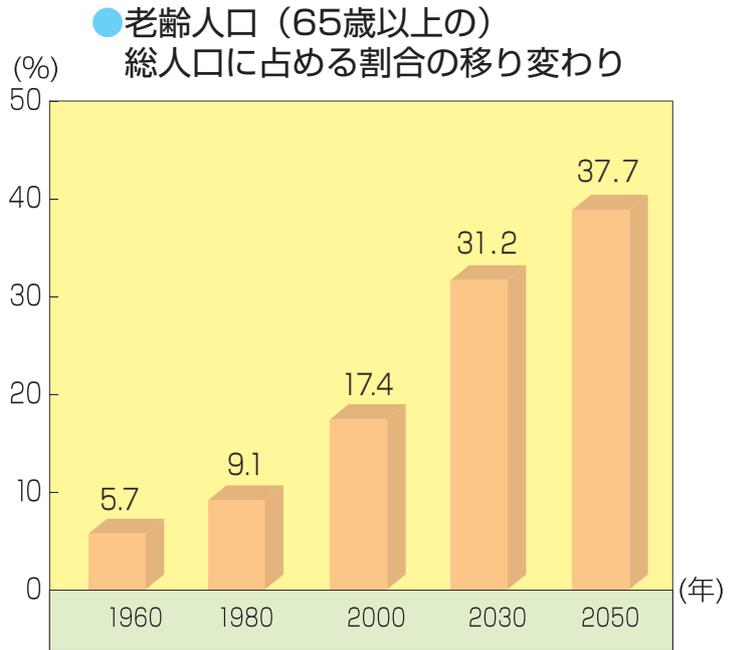
高齢化社会の到来

日本人の平均寿命は、40年の間に10数歳も伸び、2022年では、男性は約81歳、女性は約87歳に達しています。このような急速な寿命の伸びが社会の高齢化を進めているわけです。

65歳以上の高齢者が人口に占める割合は、2000年には17%程度ですが、2050年頃には38%程度になると見込まれています。

一方、近い将来の働き手となる子供の出生率は急激に下がっています。

このように高齢者が急に増え、反面、年少者が減るといった現象は将来の社会に大きな問題を投げかけています。



(国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より)

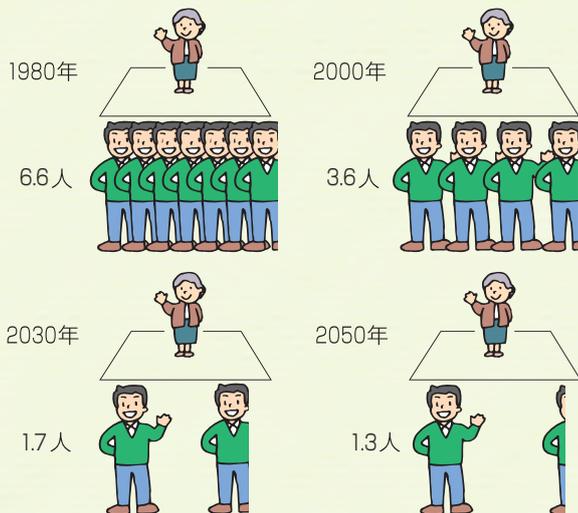
社会保障の充実と税負担

高齢化の問題のひとつは社会保障の費用が増えていくことであり、もうひとつはその費用を負担する働き手が減っていくことです。

社会保障制度の中でも重要なものは年金と医療ですが、高齢化の進行にともない、この方面の費用が増えることが予想されます。しかし、その費用を負担する働き手が減っていくと、一人ひとりの税負担が重くなります。2000年では、65歳以上の高齢者1人を3.6人で支えていたのが、2050年には約1.3人で支えることとなります。

老後の安定した生活や、健康で文化的な社会を実現するためには、大きな費用を必要としますが、その財源の中心となるのはあくまでも税金なのです。

働き手と高齢者の比率 $\left(\frac{65歳以上人口}{20\sim64歳人口} \right)$



(国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より)

財政の現状と課題

我が国の財政は、税収が伸び悩む一方、歳出額は年々増加の傾向にあり、国の財政赤字は拡大しています。

この財政赤字は公債の発行（国民などからの借金）でまかなわれており、令和6年度の予算では、一般会計歳入の32%、金額にして約35兆円を公債の発行に頼っています。

また、この公債の発行は毎年行われるために、令和6年度の公債残高は約1,105兆円にも膨れ上がると見込まれており、この借金の返済は、将来の国民にとって大きな負担となってしまいます。

日本と外国の税をくらべてみよう

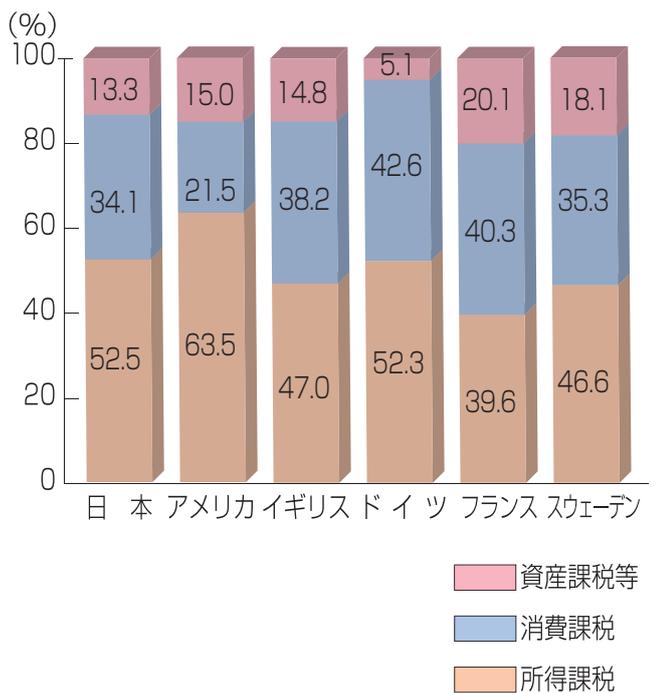
税の制度は、それぞれの国々においても、さまざまな税の組み合わせで成り立っており、国によって、その国の情勢に見合う税制を求めて、組み合わせ方に特色をもたせています。

ここでは、各国の課税対象による税収構造と国民負担率を比べてみましょう。

課税対象による比較はどうだろうか

所得・消費・資産課税等の税収構成比は、日本の場合令和3年度で53：34：13となっています。諸外国を見ると、アメリカでは所得課税に大きなウェイトが置かれ、ヨーロッパ諸国では所得課税と消費課税にほぼ同じウェイトが置かれており、国によって課税対象による税収構造には違いがあります。

●所得・消費・資産課税等の税収構成比の国際比較



(財務省HP「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」より)

- (注1) 日本は2021年度実績値。諸外国はOECD資料による2021年推計値。
- (注2) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が100%にならないことがある。

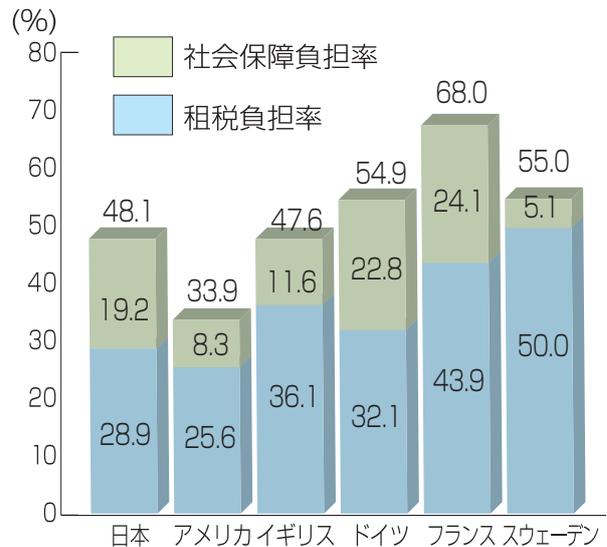
国民負担率はどのくらいか

国民所得に対する国税、地方税を合わせた総額の割合を租税負担率といいますが、これに社会保険料などの社会保障の負担を合わせた割合が国民負担率です。

日本の国民負担率は下のグラフが示すように約48%でヨーロッパ諸国に比べ低い水準にあります。

これは、租税負担率が低いことと社会保障の負担率がヨーロッパ諸国ほど高くないことによるものです。

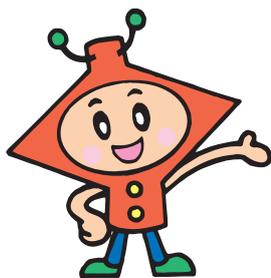
●国民負担率の国際比較



(財務省「国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較」より)

- (注1) 日本は2021年度実績値。諸外国はOECD資料による2021年実績値。
- (注2) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- (注3) 老年人口比率は、日本は総務省「人口推計」、諸外国は国際連合「World Population Prospects 2022」による。

税金の歴史



税金は、大昔の人々が、一人ではできないことをする時に、お互いに力を合わせ労力や物資を出し合う生活の中から、支え合う社会のしくみという形で自然に生まれてきたと考えられています。

日本の税金の歴史をおおまかにみると、大化の改新(645年)に始まり、大宝律令(701年)によって完成した初期の税制、太閤検地(1582~1598年)による全国的な税制、地租改正(1873年)による近代的な税制、そして、信頼関係を基盤にした戦後の申告納税制度(1947年)と、大きく4つに分けられます。



大化の改新以降

租(そ) ……田の面積に応じて米を納める。
 庸(よう) ……労力の提供だが布で納めることが多かった。
 調(ちょう) ……地方の特産品や織物を納める。

鎌倉時代 室町時代

庸・調はだんだん減り、田租が中心となった。
 田租(でんそ) ……年貢ともいい、米を納める。

江戸時代

庸・調は小物成や課役に変わっていた。
 地租(ちそ) ……田租と地子(ぢし)があり、地子は屋敷に課されるもの。



小物成(こものなり) ……山林などの収益や、商人に課したもの。
 課役(かえき) ……臨時の支出にあてるために労役を課したもの。
 例えば、夫役(ふえき)など。

明治時代

1873(明治6年) 地租を中心として、従来の収穫高から土地価格によって税額を決定し、すべてお金で納められるようになった。
 1875(明治8年) 租税が国税と地方税の二つに区分された。
 1887(明治20年) 所得税が設けられ、個人の所得に課税されるようになった。
 1899(明治32年) 法人に所得税が課税された。

大正時代

地租中心、間接税中心から所得税(直接税の一つ)中心の税制に変わった。

昭和時代

1940(昭和15年) 法人税が所得税から独立。
 1947(昭和22年) 地租が国税から地方税へ移行された。
 直接税に申告納税制度が採用。
 1950(昭和25年) 地租が廃止され、固定資産税が設けられた。
 シェアアップ勧告により、税制が改正された。
 1950(昭和25年) 間接税にも申告納税制度を採用。



平成時代

1989(平成元年) 消費税が設けられ、消費に課税されるようになった。(税率3%)
 1997(平成9年) 地方消費税が設けられた。(税率5%)
 2014(平成26年) 消費税率が8%に引き上げられた。

令和～現代

2019(令和元年) 消費税率が10%に引き上げられた。
 ただし、食料品等の購入には軽減税率(8%)が適用された。

富山県租税教育推進協議会のホームページの紹介!

(アドレス) <https://www.pref.toyama.jp/sections/1107/sosuikyo/>



中学校	年 組	氏 名
-----	-----	-----